

こども誰でも通園制度の制度化、  
本格実施に向けた検討会（第2回）

資料3

令和6年9月26日（木）

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 検討事項に係るこれまでの議論

## 試行的事業

- こども一人あたり「月10時間」を上限として実施している。

## 第1回検討会での主なご意見

- 試行自治体の市長とお会いしたときに、1か月上限10時間の利用可能枠について、実情に応じて再検討する必要があるという生の声を伺った。
- こどもたちの発達並びに親御さんの悩みや不安を解消するために、10時間は少し少ないと考えている。
- 全体的に登録人数、利用人数は増加しているが、支援が必要な家庭の利用が少ない状況にあり、やはり月10時間の上限がネックになっているのではないかと。
- 議論が行きすぎると、これは誰でも通園制度ではあるんですけど、「いつでも どこでも どれだけでも通園制度」ではないので、ある程度現場の実情を元に決める必要がある。

# 人員配置・設備運営基準等

## 試行的事業

主な事項	試行的事業
①対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園</li> <li>・小規模保育事業所</li> <li>・家庭的保育事業所</li> <li>・事業所内保育事業所</li> <li>・幼稚園 等</li> </ul> ※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。
②対象となる子ども	0歳6カ月～2歳の未就園児
③利用方式	市町村や事業所において柔軟に利用方法を選択して実施することが可能 ※自由利用方式・定期利用方式のいずれも認める。
④実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①余裕活用型</li> <li>②一般型（在園児合同・専用室独立実施）</li> </ul>
⑤人員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>①余裕活用型：各施設の基準を遵守</li> <li>②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準※<sup>1</sup> ※ 2分の1は保育士</li> </ul>
⑥設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>①余裕活用型：各施設の基準を遵守</li> <li>②一般型：一般型一時預かり事業に準じた基準※<sup>2</sup></li> </ul>

※<sup>1</sup> 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を2分の1以上。なお、保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同様の研修）を終了した者とする。

※<sup>2</sup> 保育所の設備基準に従って、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けるとともに、食事の提供を行う場合には、必要な設備を備えること等児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

### 第1回検討会での主なご意見

#### （③利用方式）

- 利用した保護者の意見からは、月水金などの隔日の利用ではこどもが園に慣れないため、火水木などの連続利用に変更したいという方もおり、園に慣れるには連続利用が望ましいことが分かった。こどもの育ちを応援するという観点からも、最低でも週に2回程度の連続利用ができる可能枠が必要ではないかなと考えている。  
また、定期利用の場合には、毎週何曜日と何曜日というような利用が想定されると思われる。月単位というよりも、週単位での利用枠を基本に考えてはどうか。
- 定期利用と自由利用については沢山の議論があったが、定期利用を中心としつつも、もし拠点が併設されていれば、日常的に利用されている方もかなりいらっしゃると思われるため、状況別に整理をして定期利用と自由利用の可能性を広げていくというのが大事だと思う。

#### （⑤人員配置基準）

- 職員の人材確保と配置基準について、有資格者の確保が難しいということですので、みなし保育士、それから、保育補助者の存在が重要ではないか。
- 安心・安全を前提の下に行っていただきたい。配置される職員については、0、1、2歳の発達の特性や見識を有した上で、十分な保育の経験を持つ保育者、それと、補助的な役割を担う方の両方が必要ではないか。

### 試行的事業

- 試行的事業では、補助単価について、こども一人1時間当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとしている。
- これに加え、障害児・医療的ケア児、要支援家庭のこどもの受入れに係る加算措置を実施している。
- なお、キャンセル料については、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしている。

### 第1回検討会におけるご意見

- 1時間850円では、利用者人数で考えると人件費にも満たず、安定した運営のため、利用時間数にかかる給付のみではなく、運営に対する基礎分の給付を検討してはどうか。
- 事業者からは、利用者がいない場合の運営コストの負担や、人件費の補助額、1時間850円などの点から、採算面に不安があるなど消極的な声が多く、応募が無かった。
- 単純に単価を上げていただきたい。保育の質を維持するためにも、単価の見直しを継続議論する場を設けていただきたい。
- 制度が不人気であるが、不人気の原因は補助額の低さにあると思う。あの金額を見て、これすごいなと思ってやりたいと思っても、足踏みしてしまう施設もかなりあると聞く。